

必ず、「反社会的勢力排除に関する確約書」のご提出をお願いします。

確約書はPDFの次のページになります。印刷して記入押印してください。

反社会的勢力排除に関する確約書

甲 株式会社 Ronin

乙

甲との間で締結された全ての契約（今後、新たに締結される契約を含み、以下、総称して「本契約」という。）について、以下のとおり、確約いたします。

1 乙は、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約する。
(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 (4) 暴力団準構成員 (5) 暴力団関係企業 (6) 総会屋等 (7) 社会運動等標ぼうゴロ (8) 特殊知能暴力集団 (9) その他各号に準ずる者（以下、(1) から (9) を総称して「反社会的勢力」という）

2 乙は、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約する。(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係 (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係 (5) 役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係

3 乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。
(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 虚偽を授け、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為 (5) その他各号に準ずる行為

4 乙は前各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、並びに第1項および第2項に基づく表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、甲は何らの催告なしに本契約を解除することができることを真意なく承諾する。

5 乙は、前項より甲が本契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲に対して一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないことを表明、確約する。

6 乙は、本確約書の規定と本契約の規定との間に齟齬が生じる場合には、本確約書が優先して適用されることを真意なく承諾する

年 月 日

乙) 氏名 印

乙欄に氏名をご記入ください。

年月日には記入日をご記載ください。

乙) 氏名欄に氏名

印に押印をお願いします。

確約書はマンツーマンコンサルティングの初回にお持ちいただくか、ご郵送ください。

郵送先

郵送代はお客様でご負担ください。



〒540-0033

大阪市中央区石町

2丁目1-7 5F

株式会社 Ronin

反社会的勢力排除に関する確約書

甲 株式会社 R o n i n

乙

甲との間で締結された全ての契約（今後、新たに締結される契約を含み、以下、総称して「本契約」という。）について、以下のとおり、確約いたします。

1 乙は、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約する。

(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 (4) 暴力団準構成員 (5) 暴力団関係企業 (6) 総会屋等 (7) 社会運動等標ぼうゴロ (8) 特殊知能暴力集団 (9) その他前各号に準ずる者（以下、(1) から (9) を総称して「反社会的勢力」という）

2 乙は、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約する。(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係 (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係 (5) 役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係

3 乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。

(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を棄損し、または甲の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為

4 乙は前各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、並びに第 1 項および第 2 項に基づく表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、甲は何らの催告なしに本契約を解除することができることを異議なく承諾する。

5 乙は、前項により甲が本契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲に対して一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないことを表明、確約する。

6 乙は、本確約書の規定と本契約の規定との間に齟齬が生じる場合には、本確約書が優先して適用されることを異議なく承諾する

年 月 日

乙)

氏名

印